

ジャパンアントレプレナーシップアライアンス
Japan Entrepreneurship Alliance 設置要綱

(目的)

第1条 「Japan Entrepreneurship Alliance」(ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス、以下「本アライアンス」という。)は、文部科学省、経済産業省をはじめ本アライアンスに参画する団体(以下「参画団体」という。)が有するノウハウ、ネットワークを相互に共有・活用することで、学校等や地方公共団体と産業界との連携をさらに強化し、アントレプレナーシップ教育を効果的・効率的に実施することを目的として設置する。

(設置)

第2条 文部科学省及び経済産業省は、Japan Entrepreneurship Alliance(ジャパン・アントレプレナーシップ・アライアンス)宣言(以下「アライアンス宣言」という。)に基づき本アライアンスを設置し、設置後はそれぞれ参画団体として本アライアンスに定める連携事項を推進する。

(連携事項)

第3条 参画団体は、効果的・効率的にアントレプレナーシップ教育を推進する観点からそれぞれの参画団体が実施するアントレプレナーシップ教育の取組に関する情報や成果等を他の参画団体に共有するものとする。

2 参画団体は、起業家等を学校等に派遣する取組(以下「起業家派遣」という。)において、起業家等に対して文部科学省及び経済産業省が指定する特定の呼称及びロゴマークを付与することができる。

3 参画団体は、他の参画団体からの要請に応じて、起業家派遣における起業家等の情報の共有に努めるものとする。

4 参画団体は、本アライアンスの取組の対外発信等、本アライアンスに定める連携事項の発展に協力する。

5 前4項に定める事項における具体的な連携や情報共有の仕組み等については、参画団体の間で協議の上、決定するものとする。

(参画)

第4条 参画団体は、アントレプレナーシップ教育に主体的に取り組むとともに、アライアンス宣言に賛同し、その連携事項を推進する国、独立行政法人、政策金融機関、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利法人とする。

2 新たに参画しようとする団体は、様式1による申請書を本アライアンスの事務局(以下「事務局」という。)に提出するものとする。

3 第1項に定める参画団体のうち、一般社団法人及び一般財団法人が申請書を提出

するときは、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 定款
- 二 最近三期間の事業報告書
- 三 登記事項証明書
- 四 暴力団排除に関する誓約書

- 4 事務局は、第1項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その審査を文部科学省及び経済産業省に依頼するものとする。
- 5 文部科学省及び経済産業省は、当該申請団体が、第3条第1項及び第4項に掲げる本アライアンスにおける連携事項を確実に実施できると認めるときは、当該申請を承認するものとする。
- 6 事務局は、当該申請が承認を受けたときは、当該申請団体にその旨を通知するものとする。

(脱退)

第5条 参画団体は、事務局に対し、書面をもって脱退の意思を表示することにより、本アライアンスを脱退することができる。

(参画の取消し)

第6条 参画団体において、アライアンス宣言の趣旨に反する行為が認められた場合は、事務局において参画を取り消すことができる。

(事務局)

第7条 本アライアンスの事務局を文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課に置く。

- 2 事務局は、本アライアンスに関する以下の事務を行う。
 - 一 本アライアンスの参画団体の管理
 - 二 本アライアンスに定める連携事項の発展に寄与する情報収集
 - 三 呼称及びロゴマークの管理
 - 四 本アライアンスへの参画及び脱退に係る申請受付、審査及び承認。
 - 五 前各号の事務に附帯する業務

(要綱の変更)

第8条 文部科学省又は経済産業省が本要綱の変更を申し出たときは、文部科学省と経済産業省との間で協議を行い、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項を定める必要が生じたとき、又は本要綱の内容に疑義等が生じたときには、文部科学省と経済産業省との間で協議を行うものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。